

令和4年12月19日(月)
(教) 福利課年金係
内線 4570

公立学校職員退職手当支給規則の一部を改正する規則について (概要)

(教) 福利課年金係

1 改正理由

国家公務員法及び地方公務員法が改正され、公務員の定年を段階的に引き上げることとなった。地方公務員の退職手当については、地方公務員法第24条第2項に基づき、国家公務員の制度等に準じることとされており、総務省から、定年引上げに伴う国家公務員退職手当法に準じて「職員の退職手当に関する条例案」(令和四年四月十四日総行給第二十三号)が通知されたことから、公立学校職員退職手当支給条例(昭和二十九年七月二十三日条例第四十号)が改正され、令和4年10月21日公布されたことにより、所要の改正を行う。

2 改正点

条項ずれ(地方公務員法及び公立学校職員退職手当支給条例)

3 施行日

令和5年4月1日